

お客様へ

平成29年9月

奄美大島信用金庫

ご高齢の方の特殊詐欺被害防止に向けた
「ATM振込の制限」取扱開始のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫は、昨今の携帯電話で税金や健康保険の還付金があると嘘を言い、キャッシュカードでの振込に不慣れなご高齢の方をATM等に誘導して振込させる還付金詐欺が急増していることから、ご高齢の方の特殊詐欺による被害防止策として、下記のとおりキャッシュカードによるATM振込の利用を一部制限させていただきます。

お客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象のお客様が、ATMでの振込限度額の変更を希望される場合は、ご相談させていただきますので、営業店窓口までお申し付けくださいますようお願い致します。

記

- 1 . ATM振込制限の対象となるお客さま
個人・個人事業主の方が70歳以上で過去2年間キャッシュカードによるATM振込実績のないお客さま
- 2 . ATM振込限度額
10万円とさせていただきます。
- 3 . 取扱開始日
平成29年9月21日(木)より
- 4 . 振込限度額の変更を希望されるお客さま
窓口へ本人確認資料・通帳・キャッシュカード・届出印鑑をご持参のうえお申し付けください。